



環政第141号の3
平成29年 6月13日

一般財団法人奈良県産業廃棄物協会 会長 殿

奈良県くらし創造部景観・環境局
環境政策課長



石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について

日頃は、本県の石綿対策の推進にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、環境省水・大気環境局大気環境課長から別添のとおり平成29年5月30日付環水大大発第1705301号により通知がありました。

つきましては、石綿含有仕上塗材の除去について下記のとおり取扱うこととしましたので、貴団体の会員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 特定粉じん排出等作業の実施の届出について

吹付け工法により施工されたことが明らかな場合は、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱い、特定粉じん排出等作業の実施の届出（様式第3の4）（以下「届出」という）を必要とします。

吹付け工法により施工されたか明らかでない場合も、「吹付け石綿」とみなして、届出を必要とします。

吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな場合は、届出の対象としませんが、適切な飛散防止対策措置を講じてください。

2. 作業基準の遵守について

「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の除去等に際しては、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～チの事項を遵守し除去を行うか、同項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」を講じてください。「同等以上の効果を有する措置」については、環境省通知（環水大大発第1705301号）を参考にしてください。

3. 施行日

平成29年6月13日

【添付書類】

- ・別添 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（環境省通知（平成29年5月30日付 環水大大発第1705301号））
- ・大気汚染防止法等関係法令（抜粋）
- ・特定粉じん排出等作業届出書（様式第3の4）

奈良県くらし創造部景観・環境局
環境政策課 生活環境係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-8734（ダイヤルイン）
FAX 0742-22-1668